

# レンタカーの増車手続きに関するお知らせ

令和3年11月1日(マイクロバスは令和4年6月1日)から  
レンタカーの**増車の届出**が不要になりました

## 新たに不要になる手続き

- ➔増車(代替含む)の届出
- ※減車は以前から届出不要

## 引き続き必要な手続き

- ➔氏名、名称及び住所の変更(事後届)
- ➔貸渡事務所の変更(事前届)
- ➔マイクロバスを増車する際の
  - ①貸渡簿の写し(7日前までに提出)
  - ②事業用自動車等連絡書

レンタカーの登録時に、輸送担当における事業用自動車等連絡書等の  
経由手続きが不要となります **※ただし、マイクロバスを除く**

代わりに、レンタカー事業者証明書(写)の添付が必要となりますので、  
あらかじめ輸送担当でレンタカー事業者証明書の交付手続きを行って  
ください。(手続きから交付までには1~2週間程度かかります)

※当面の間は、引き続き、事業用自動車等連絡書等での手続きも可能です

## レンタカー事業者証明書とは

- レンタカー事業者証明書の交付には、申請が必要です。
- 交付申請は、貸渡し事務所の所在地を管轄する運輸支局等輸送担当に対して行ってください。
- 有効期限は、交付日の翌日から起算して5年です(名称、住所等が変更になった場合は手続きが必要です)。
- 証明書は、近畿運輸局、神戸運輸監理部、その管内の各運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽自動車検査協会に限り有効です。
- レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者については、ワンウェイ方式実施事業者証明書を交付します。

種別第1-1号 令和3年12月1日(交付) 運輸省第1810号

レンタカー事業者証明書

下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づき自家用自動車有償貸渡し(レンタカー)の許可を受けていることを証明する。

貸渡人	国土交通レンタカー株式会社
住所	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 ※本社住所を記載。
有効期限	2026年7月 日 ※有効期限を記載。

運輸支局長 印

**ご注意ください!!**

事業者証明書(写)はレンタカーとしての登録を希望する場合のみ添付ください。  
レンタカー以外の自家用車を登録する場合に誤って添付しないようご注意ください!

問合せ先: 大阪運輸支局 輸送部門 072-822-6733  
裏面の注意点もご覧ください

## 注 意 点

- ・事業者証明書の交付申請はR3年11月1日より受付致します。
- ・レンタカー事業者証明書の交付を受けるまでは、事業用自動車等連絡書の発行を受ける必要があります。
- ・マイクロバスの増車は、従来どおり貸渡簿の写しの提出と事業用自動車等連絡書の発行が必要です。
- ・貸渡人の住所変更や事務所住所の変更、役員変更等は、従来どおり変更届の提出が必要です。

### マイクロバスのレンタカー手続変更のお知らせ

=6月1日からマイクロバスのレンタカー手続きが変わります=

#### 変更前(～5/31)

- ・増車・代替の届出  
⇒必要
- ・直近2年間の貸渡簿の提出  
⇒必要
- ・事業用自動車等連絡書の発行  
⇒必要



#### 変更後(6/1～)

- ・増車・代替の届出  
⇒**不要**
- ・直近2年間の貸渡簿の提出  
⇒必要
- ・事業用自動車等連絡書の発行  
⇒必要